

別表 学校及び社会福祉施設で取扱うことができる食品（原則として加熱調理食品及び既製食品の提供に限る）

分類名		食品名
食事類	煮物類	おでん、豚汁、モツ煮、けんちん汁、コンニャク煮 等
	焼物類	焼きとり、焼きイカ、焼き貝、焼き魚、お好み焼き、タコ焼き 等
	揚げ物類	フライドポテト、フライドチキン、てんぷら 等
	めん類	うどん、そば、ラーメン、焼きそば 等
	飯類	カレーライス、チャーハン、丼物、おこわ、おにぎり（注1）、のり巻（注1） 等
	その他の調理品	お汁粉、もち（注1）、トコロテン
飲料類		コーヒー、紅茶、清涼飲料水、かき氷、甘酒、アイスクリーム類（注2） 等
菓子類	焼菓子類	今川焼き（大判焼き）、タイ焼き、クレープ、ポップ焼き、クッキー 等
	揚げ菓子類	ドーナッツ 等
	もち菓子類	あんこもち（注1）、きなこもち（注1）、あべかわもち（注1） 等
	飴菓子類	べっこう飴、果実飴、カルメ焼き 等
	その他の菓子	果実チョコ（バナナ等果実にチョコレートをからめたもの） 等
<p>注1 施設内で喫食される場合にのみ認める。（持ち帰りしない）</p> <p>注2 既製品の盛り付けに限る。</p>		